

青森県報

第九十一号

令和元年
十二月二日
(月曜日)

目次

規則

○青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則… (障害福祉課) … 一

告示

○保安林皆伐許容面積の限度… (林政課) … 一

○漁船保険付保義務の発生… (水産振興課) … 四

○道路の区域の変更… (道路課) … 四

○道路の供用の開始… (同) … 五

公告

○建設業者の許可の取消し… (東青地域) … 五

○右 同… (同) … 五

監査委員

○監査結果に対する措置の公表… (事務局) … 六

規則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七号様式中

氏名	本	籍
	新	
氏名	新	籍
氏名	新	籍

を

第八号様式中「あひ」を「あ」に

氏名	新
	旧

に改める。

本	籍	氏名
		氏名

を

氏名	新
	旧

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附則

告示

青森県告示第四百六十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和元年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在
土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林	保安林種
一五六・七二	一三八・八二	八七九・一五	三六四・四九	五五七・三七	一四一・二八	八六四・三六	一、一二六・二六	七二九・九四	一、〇一〇・一一	四〇五・六二	三九七・六八	一、〇〇五・四六	四七四・八一	一、三五六・〇七	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流
〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	七九・三六	八五・九〇	〇・六二	一〇〇・二八	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一九・〇六	八四・一七	四二・〇六	一〇・七〇	二八四・四八

上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	二二・八九	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	六・一六	〇・三〇

上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇六・〇二	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九三・六四	一五九・一四	八・六二	九・三二	二・二八	一・〇〇	三・二四	一・五二

青森県告示第四百六十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間
県道			水喰上北町停車場線	上北郡東北町字日影林ノ上山八七三の一四から上北郡東北町字乙越一三四の一まで

令和元年十二月二日

青森県知事 三村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越三三三の二 宮本 宏	外ヶ浜
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三三の四 飯田 信良	
東津軽郡外ヶ浜町字平館今津才の神七一の一五 廣海 幸光	

青森県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年一月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三村 申 吾

変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	二五・九〇メートルから 二九・一〇メートルまで	一、八九四・〇〇メートル	
前	一四・〇〇メートルから 五九・〇〇メートルまで	二、一四八・七二メートル	
後	二五・九〇メートルから 二九・一〇メートルまで	一、八九四・〇〇メートル	
後	一四・〇〇メートルから 八一・四〇メートルまで	二、一四八・七二メートル	

		上北郡東北町字乙越三の二から 上北郡東北町字鳥口平一の二一まで	
後	前	一四・一〇メートルから 七三・五〇メートルまで	一六五・四〇メートル 一六五・四〇メートル

青森県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年一月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道水喰上北町 停車場線	上北郡東北町字日影林ノ上山八七三の一四から 上北郡東北町字日影林ノ上山八五七の四まで	令和元・三・三
	上北郡東北町字和山平二二の一から 上北郡東北町字往来ノ下三〇の一まで	
	上北郡東北町字往来ノ下三五の二から 上北郡東北町字乙越一三四の一まで	
	上北郡東北町字乙越三の二から 上北郡東北町字鳥口平一の二一まで	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

る。

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アサヒケン
- 二 代表者の氏名 篠崎由雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字岡部七六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第六六七一号
- 五 取消年月日 令和元年十月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

令和元年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 グリーン開発機工株式会社
- 二 代表者の氏名 森山義弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市新田三丁目一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇八五一号

- 五 取消年月日 令和元年十月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和元年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

令和元年9月17日付け青森県報号外第46号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会教育長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和元年12月2日

青森県監査委員

須	藤	光	昭
川	嶋	由	紀
同	同	寺	田
同	同	達	也
同	同	花	田
同	同	栄	介

監査箇所名	監査結果	措置の内容
財政課	法令等を遵守し、内部統制の確立を図る必要がある。	課内職員に法令等の遵守について周知を図り、内部のチェック体制を強化した。
	歳入の年度区分について適切でないものがある。	歳入の年度区分の適切な処理について、内部のチェック体制を強化した。
人事課	職員手当等において、退職手当の決定が誤っているものがある。	退職手当の計算様式の一部変更や支給実績一覧表による管理方法の改善等を行った。

青森県東京事務所	雑入において、調定手続が遅延しているものがある。	事務処理の適正執行について職員に周知を図り、再発防止に努めることとする。
東青地域県民局地域連携部	収入未済の解消に努めること。	今後とも債権管理を適切に行い、収入未済の解消に努めること。
東青地域県民局地域連携部 東青地域県民局税務部 中南部地域県民局税務部 三北地域県民局税務部 西北地域県民局税務部 上北地域県民局税務部 下北地域県民局税務部	収入未済の解消に努めること。	県税の収入未済額については、理髪市町村や市町村税滞納整理センターを連携の上、様々な施策を講じたことと連携することにより、平成23年度より8年連続で引き上げ、総特約9対県を占める村税の収入未済額について、協力を市から取り、個人滞納村人未済額を削減している。
環境保全課	収入未済の解消に努めること。	財産調査等により滞納者の現状を確認し、支払意思の調査、支払方法を提示し、差押財産の取立を行っていった。今後、収入未済の解消を可能にするため、滞納債権おと滞納処分を執行しないことと滞納処分を不納損はとと処分を行った。
自然保護課	報償費及び旅費におお延しているものがある。	定期及び随時の支出について、経理担当、事業担当及び管理監督者が管理確認を徹底して、滞り再発防止を図っている。
	財産貸付収入におお延しているものがある。	職員に対して、遅延した処理内容の周知での相互チェックを強化することとした。

医療業務課 障害福祉課	収入未済の解消に努めること。	制度内容と利用者の義務を丁寧に説明する等、債権発生防止を図る。返還金未済が生じた場合は速やかに対処し、収入滞りや未納者及び滞りによる返済遅延を防止する。収入滞りや未納者及び滞りによる返済遅延を防止する。収入滞りや未納者及び滞りによる返済遅延を防止する。
子ども自立センターみらい	委託料において、ペダリング契約を随意契約として執行している。	指摘内容を情報共有し、関係機関と連携し、認める。指摘内容を情報共有し、関係機関と連携し、認める。
さわらび療育福祉センター	職員手続が滞り、支払手続が滞り、収入未済の解消に努めること。	関係機関と連携し、認める。指摘内容を情報共有し、関係機関と連携し、認める。
商工政策課 地域産業課 労政・能力開発課	収入未済の解消に努めること。	延滞企業への訪問、電話等による引き続き債権回収に努めること。
団体経営改善課 林政課	収入未済の解消に努めること。	清算手続が滞り、収入未済の解消に努めること。
漁港漁場整備課	収入未済の解消に努めること。	債権回収が滞り、収入未済の解消に努めること。

監理課	工事請負費等に関する契約手続正しくないものがある。	指導については平成30年12月12日付け青監第881号監理した。以降は財務規則に基づき指導した。
港湾空港課	未利用財産の解消に努めること。	地元自治体や八戸港国際物流拠点化推進協議会と連携し、港域活性化等に対して、積極的に取り組む。
建築住宅課	収入未済の解消に努めること。	平成24年9月債権者に対し、より早く返済を促す旨の通知を行う。平成27年11月債権者に対し、返済を促す旨の通知を行う。
誘客交流課	報償費が滞り、支払手続が滞り、収入未済の解消に努めること。	滞り等の発生を防止し、再発防止を図る。
エネルギー総合対策局	委託料において、なにか契約手続がある。	指摘事項の内容について職員相互に周知し、関係機関との連携を図る。

青森県立中央病院	支払手続が適正でないものがある。	支払に係る関係規程等を職員に改めて周知徹底を強化するとともに、内部審査体制を強化するとともに、再発防止に努める。
	過年度医業未収金の解消に努めること。	文書や電話での催促のほか、訪問徴収職員による計画的な裁判所や未収金回収に立ちあがり、未納者が支払計画について相対防止の取組につくりな強化し、未収金の圧縮に努める。
青森県立つくしが丘病院	医業費用において、支払手続が遅延しているものがある。	支払に係る関係規程等を職員に改めて周知徹底を強化するとともに、内部審査体制を強化するとともに、再発防止に努める。
	過年度医業未収金の解消に努めること。	文書や電話、あるいは面談による未収金の督促を実施し回収に努める。
職員福利課	法令等を遵守し、図内統制の確立を図る必要がある。	職員に対し、財務事務研修の受講を高め、関係法令等を遵守することにより、関係法令等をまた、自己点検及び管理監督を強化する。
	歳入の調定及び年度区分が適正でないものがある。	歳入の調定及び年度区分の他、是正措置を進め、確認の強化により、再発防止に努める。
下北教育事務所	報償費及び旅費において、支払手続が	支払状況確認表や事業の年間計画表を作成することにより、

青森県警察本部	遅延しているものがある。	支払事務や事業内容の情報共有化を図り、システムによる管理を徹底する。また、管理監督体制の強化に努める。
青森県むつ警察署	収入未済の解消に努めること。	自主納付催促や放置処分による収入未済の解消に努めることとした。
青森県むつ警察署	雑入において、調定額が異なるものがある。	調定手続に誤りがないよう職員相互のチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭